

下野市在住の70歳以上の
ドライバーの方へ！！

国の補助金と
併用できます！

下野市高齢者サポートカー 等購入費補助制度のご案内

高齢ドライバーの交通事故を防止するため、安全運転支援装置の購入・設置費用の一部を補助します。

補助金額

対象車1台当たり上限 **1万円**

補助対象者 ※次の要件をすべて満たす人

- ①下野市の住民基本台帳に登録されている70歳以上の方
(後付け安全運転支援装置を購入取り付けした日：領収書の日付基準)
- ②有効期限内の自動車運転免許証をお持ちの方
- ③当補助金を受けたことがない世帯に属している方(申請は1世帯1回のみ)
- ④市税等の滞納がない方 ⑤暴力団員等でない方

補助対象の自動車 ※次の要件をすべて満たす車両

- ①自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されていること
- ②補助対象者の運転免許証に記載された氏名と自動車検査証の「使用者氏名又は名称」欄に記載されている氏名が同一であること
- ③リースやレンタルでないこと
- ④購入及び取り付け日が令和3年4月1日以降であること

補助対象の安全運転支援装置

国土交通省の性能認定制度を受けている装置で、一般社団法人次世代自動車振興センターが認定した「後付け装置取扱事業者」の店舗で販売・設置された装置

お問い合わせ先

下野市役所 市民生活部 安全安心課 危機管理グループ TEL 0285-32-8894
窓口対応時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15(年末年始、祝日を除く)

補助金の申請から交付までの流れ

(1) 後付け装置を「取扱事業所」で設置

- ・一般社団法人次世代自動車振興センターが認定した「後付け装置取扱事業所」の店舗であるかどうか確認してください。
- ・使用している自動車に安全運転支援装置を設置することが可能かどうか確認してください。

(2) 申請書（補助金交付申請書兼請求書）を安全安心課へ提出 ※郵送不可

- ・申請書（様式第1号）は、安全安心課窓口、市ホームページから入手できません。

添付書類

- ①自動車運転免許証の写し（両面）
- ②補助対象自動車の車検証（使用者欄が申請者本人）の写し
- ③安全運転支援装置の購入及び補助対象自動車への取付けに要する費用に係る領収書の写し
- ④安全運転支援装置の機能が確認できるものの写し

(3) 通知書（補助金交付決定通知書）が郵送で到着

- ・申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します。

(4) 補助金が指定口座に振り込まれます

◆申請は1世帯1回（1台）限りです。

◆補助金予算額に達した場合は終了となります。

◆補助金を受けた装置は、原則1年以上使用してください。

※ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で処分するとき、病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき、及び自動車運転免許を返納したときは、この限りではありません。

⚠重要

安全運転支援装置は加速を抑制しますが、自動で停止する機能ではありません。必ずブレーキを踏んで停止してください。

装置を過信せず、ひとりひとりが安全運転を心がけることが交通事故防止に繋がります。

下野市運転免許証自主返納者支援事業

市では、高齢や身体的事由等の理由で自主的に運転免許証を返納した65歳以上の方を対象に、外出支援の一助として下記支援内容のうち希望の利用券を交付します。車の運転に不安を覚えている方は、運転免許証の自主返納もご検討ください。